

## 基本計画及び策定スケジュール

### 1 基本計画

基本構想において検討・整理した結果を踏まえつつ、焼却施設及び資源化施設に係る基本的な仕様（「施設の諸元」「前提条件（整備に利用可能なエリア、パイプライン施設との関連性 等）」「性能・仕様条件」「運営・維持管理条件」）や施設の配置などについて、具体的な検討を行い、事業実施に向け決定すべき内容を明確にして、とりまとめる。

〈〈基本構想 ⇒ 基本計画 ⇒ 設計 ⇒ 工事 ⇒ 供用開始〉〉

### 2 基本計画項目と検討内容(概要)

#### (1) 基本方針

国の最新の方針や各自治体の動向も踏まえた確認等を行う。

#### (2) 計画目標年次

ごみ処理量の将来推移を勘案し、計画目標年次を決定する。

#### (3) 計画処理量

計画目標年次における、ごみ処理量を決定する。

#### (4) 施設規模

計画処理量に基づいた、施設規模を決定する。

#### (5) 計画ごみ質

ごみ質分析による実績値を整理し、[低質ごみ][基準ごみ][高質ごみ]を設定する。

#### (6) 施設計画(基本的事項)

##### ・焼却施設

処理フロー、主要設備の方式・概要、騒音・振動発生源の条件、車両動線計画、エネルギー利用等を検討する。

##### ・資源化施設

処理フロー、主要設備の方式・概要、騒音・振動発生源の条件等を検討する。

##### ・メーカーアンケート

施設配置、整備手順、概算事業費、多面的価値の創出(イメージ)等を対象に行う。

(7) 整備用地

処理センター敷地内及び周辺の立地条件等、基礎的な事項を整理・検討する。  
(法的規制状況、都市計画事項他)

(8) 土木建築工事計画

建築計画、搬入及び搬出計画、施設配置及び車両動線計画、造成計画(浸水対策)を検討する。

(9) 安全衛生管理計画

施設内の火災・爆発対策等、また、運転員の労働環境、施設の自動化等について検討する。

(10) 公害防止計画

関係法令(大気汚染防止法、騒音規制法等)「環境の保全と創造に関する条例(県条例)」等による規制値等を整理する。

また、公害防止基準や地元自治連合会と締結済みの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」の協定項目及び基準値等について整理・検討する。

(11) 環境計画

緑化計画や景観関連について検討する。(地域(市民)、景観アドバイザー会議等からの意見を踏まえる。)

(12) 災害対策計画

災害発生時における施設の安定稼働対策や活用方針、また、災害廃棄物の処理・仮置場について検討する。

(13) 多面的価値の創出

多面的価値の創出(イメージ)に沿って、地域(市民)からの意見、メーカーアンケート結果、実現性も含めて検討する。

(14) 事業方針計画

公設公営・PPP・PFIの各事業方式について、課題を整理する。

施設運営計画、概算事業費、財政計画、スケジュール、発注方式、費用対効果分析等について検討する。

(15) P F I 事業導入可能性調査

各方式の整理、前提条件・経済性の検討、総合評価を行う。

3 策定スケジュール

策定スケジュールとしては、令和4年度から令和6年度までの3ヶ年を予定。

策定の進捗状況に応じ、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」「芦屋市環境処理センター運営協議会」に説明を行い、意見等を聴取する。

※芦屋市廃棄物減量等推進審議会

「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」に基づいた審議会。

一般廃棄物の減量化及び資源化の推進、分別収集の実施、啓発活動等の一般廃棄物の基本方針に関する事項等を審議。

※芦屋市環境処理センター運営協議会

「芦屋市環境処理センター公害防止協定」の誠実な履行を確保するため、地元代表者と市職員で構成した協議会。公害防止協定に関する事項等を協議。

